

大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～【就労支援部会対応課題項目等整理表①】

課題項目	検討に当たって(検討の視点) ※【 】は、部会委員意見(下線部は 25 年度)	国・府・市町村において考えられる対応策(案)
<p>4.就労後のフォロー体制の充実・強化について</p> <p>①短時間労働や欠勤してもフォローできる体制や、グループでの就労も可能にするような制度構築が必要。</p>	<p>○症状が不安定なため、企業に対してうまくつなげていない場合や、社会的な偏見等から紹介の段階で断られるケースもある。</p> <p>○精神障がい者等の場合、勤務時間や業務内容等に一定の配慮や柔軟さが必要。また、通院や服薬、休憩等が必要な場合も有り、障がい特性の正しい理解促進を図る必要がある。</p> <p>○障がいを開示して就活できる社会的気運の醸成や偏見、理解不足等の解消の取組み推進。</p> <p>○企業と精神障がい者をサポートする就労支援員の設置。</p> <p>○短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）0.5 カウントの周知。</p>	<p>○ハローワークに配置される「精神障害者雇用トータルサポーター」により、精神障がい者等の求職者に対して専門的なカウンセリング、就職準備プログラム及び事業主への意識啓発等の支援を実施するとともに、週 20 時間以上の就業で直ちに働くことが困難な者を原則 10～20 時間の労働時間で、3～12 か月の試行雇用を行う「障害者短時間トライアル雇用奨励金」の活用や、カウンセリング体制の整備等精神障がい者が働きやすい職場作りを行った事業主への「精神障害者等雇用安定奨励金」など障がい種別(特性)に応じた企業支援を行う。</p> <p>○障害者職業センター等において、精神障がいや発達障がいなど従来の手法では対応が困難な事例等に対して支援を行うとともに、企業に対して職場環境の改善や、障がい特性に応じた対応方法、雇用管理、人的支援の方法等に係る助言等の支援を引き続き行う。</p> <p>○企業での雇用を促進するには、障がい者や家族、就労支援機関、支援学校、医療機関等の職員が企業で働くことへの具体的なイメージを持つことが重要であることから、労働局における「企業就労理解促進事業」</p>

		<p>等により医療機関等の職員、医療機関を利用する精神障がい者等を対象とした就労支援セミナーやノウハウが不足している企業の人事担当者を対象とした企業見学会を行う。</p> <p>○障がいの雇用や職場定着支援について不安や悩みを抱える事業主(企業)に対し、大阪府障がい者雇用促進センター等から専門家を派遣し、悩みや課題の解決を支援する。</p> <p>また、労働局において、障がいの支援について豊富な知識や経験を有する者、その他有識者を「障害者就労アドバイザー」として登録し、同アドバイザーにより就労支援機関や支援学校、医療機関等に対する助言、利用者やその家族に対し就職に向けた意欲の喚起等の助言を行う。</p> <p>○平成 26 年度 商工労働に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望(案)【H25.7】</p> <p>(4) 障がいの法定雇用率の引き上げや精神障がいの雇用義務化の動向等を踏まえ、障がいの新規雇用の拡大と職場定着を推進し、障がい者雇用日本一・大阪の実現に向けて、次の施策の充実を図られたい。</p> <p>① <u>精神障がいの雇用拡大に向けた取組みの強化</u></p> <p>精神障がいの早期の雇用拡大に向けて、発達障がい者や高次脳機能障がい者を含む精神障がい者及び事業主への支援策の構築並びに事業主への雇用啓発活動を充実強化すること。</p>
--	--	--

大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 【就労支援部会対応課題項目等整理表①】

課題項目	検討に当たって(検討の視点) ※【 】は、部会委員意見(下線部は 25 年度)	国・府・市町村において考えられる対応策(案)
<p>4.就労後のフォロー体制の充実・強化について</p> <p>②障害者就業・生活支援センターの増設、人員増、人材育成が必要。</p>	<p>○就ポツによっては対象となる地域が広域で、職場定着支援や働き続けるための生活支援が十分に果たせない。</p> <p>○精神障がいや発達障がいなど新しい障がい種別(特性)に対する支援に時間がかかり、職員が疲弊している。</p> <p>○職場定着支援や精神障がい者、発達障がい者などの支援ニーズを充足する体制の充実や就労支援員への継続的なサポートが必要。</p> <p>○就ポツには、地域のネットワーク構築や関係機関間のコーディネートなど、地域の中心的な役割を果たすことが求められているほか、相談支援事業所との連携のあり方も含め、就労系サービス利用に係るアセスメント機能も求められている。</p> <p>【障害者就業・生活支援センターは、定着支援と地域のコーディネーター、コンサルティング、就労移行支援事業所は就職というところに特化して機能を果たしていくなど、役割分担を明確化していく必要がある。】</p>	<p>○就職、職場定着にかかる支援件数の増加や障がい種別(特性)の多様化、困難性の高い支援ケースなどに対応するなど、障害者就業・生活支援センターがその機能を十分に果たせるよう、人員等体制の充実並びに必要な財源措置などについて、国へ要望等を行う。</p> <p>○平成 26 年度 福祉に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望(案)【H25.7】</p> <p>(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について</p> <p>② <u>障害者就業・生活支援センターの体制の充実等</u> <u>就職、職場定着にかかる支援件数の増加や障がい種別(特性)の多様化、困難性の高い支援ケースなどに対応し、センターがその機能を十分に果たせるよう、個々の登録者や就職、定着支援の実績等に</u> <u>応じた就業・生活支援のための人員等体制の充実並びに必要な財源措置を講じること。</u>とりわけ、生活支援事業については、必置職員の増員や上限補助単価の増額を図ること。</p> <p>また、支援対象者の規模に応じて、複数設置された圏域においてもセンターの運営に必要な財源措置を講じること。</p>

			<p>○平成 26 年度 商工労働に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望(案)【H25.7】</p> <p>(4) 障がい者の法定雇用率の引き上げや精神障がい者の雇用義務化の動向等を踏まえ、障がい者の新規雇用の拡大と職場定着を推進し、障がい者雇用日本一・大阪の実現に向けて、次の施策の充実を図りたい。</p> <p><u>⑤ 障害者就業・生活支援センター事業における雇用支援体制の充実</u></p> <p><u>平成 18 年の障害者自立支援法の施行以降、障害者就業・生活支援センターの支援対象障がい者が増加し続けており、現行の雇用支援体制では対応が困難となっている。このため、センターにおいて支援活動が十分に行えるよう、国の「障害者就業・生活支援センター」事業における雇用支援体制について充実を図ること。</u></p> <p>○支援ノウハウが不足するなど、従来手法では対応が難しい障がい種別(精神障がい、発達障がい、高次脳機能障害、難病など)では、支援する側のアセスメント力の強化、向上が課題となっていることから、障害者職業センターをはじめ関係機関が連携を図りながら、就労移行支援事業所等の就労支援員の専門性の向上などを図る。</p>
--	--	--	---

大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 【就労支援部会対応課題項目等整理表①】

課題項目	検討に当たって(検討の視点) ※【 】は、部会委員意見(下線部は 25 年度)	国・府・市町村において考えられる対応策(案)
<p>4.就労後のフォロー体制の充実・強化について</p> <p>③一般就労後の定着支援にかかる報酬体系の見直しが必要。ジョブコーチ、ジョブライフサポーターによる支援の充実も重要。</p>	<p>○企業が安心して障がい者雇用に取り組み、障がい者が働き続けることができる継続的な支援の充実が必要。</p> <p>○支援対象者の増加に伴い、職場体験実習や企業開拓に割く時間がない。</p> <p>○長年にわたって働いている障がい者の中には、加齢に伴う能力や就労意欲の低下がみられる場合も有り、年齢や能力に配慮した柔軟な働き方の実現や、雇用から福祉へのソフトランディングが求められる。</p> <p>○働く障がい者は、一日の大半を企業で過ごすことが一般的であり、個々人の障がい特性を企業側が理解することが職場定着支援においても重要。</p> <p>【定着を見据えた施策が重要。就労移行支援事業所をいかに活性化させていくかということが大事】</p>	<p>○就労移行支援事業所における職場実習や職場定着支援の取組みをより一層促進するため、全ての利用者の職場実習の実施を評価する「移行準備支援体制加算」や「就労移行支援体制加算」の更なる拡充など、報酬体系の見直し等について国へ要望を行うとともに、障がい者就労支援強化事業などを通して就労移行支援事業所の取組み支援を図る。</p> <p>○ハローワーク等を通じて、ジョブコーチ(職場適応援助者)による企業と障がい者の支援を積極的に周知する。</p>

大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 【就労支援部会対応課題項目等整理表①】

課題項目	検討に当たって(検討の視点) ※【 】は、部会委員意見(下線部は 25 年度)	国・府・市町村において考えられる対応策(案)
<p>5.関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について</p> <p>①関係機関（福祉部署・雇用就労部署・障害者就業・生活支援センター・就労移行支援事業所等）の連携の弱さ。</p> <p>＜連携の課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉部署において、一般就労を促進するための知識・経験が不足。雇用・就労部署との連携の弱さ ・連携に対する具体的なメリットやそれによる支援の強化に対するイメージの共有化 ・障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所との連携や、ハローワークも含めた関係機関との総合的連携体制の構築 ・相談支援事業所、就業支援機関、教育機関が連携できる体制の構築 ・支援ノウハウが不足している分野(発達障がいや高次脳機能障がい等)における、ネットワークの構築 ・先駆的な取り組みや成功事例などを提示し、連携構築やその強化による事業所としての利点、また利用者に対する支援強化につながる点について事業者が感じ取ることが必要。 <p>それには、障害者就業・生活支援センターが中心</p>	<p>○左記「連携の課題」参照。</p> <p>(ネットワークの構築にあたっては、実効性があり、企業や障がい者といった利用者から見て使い勝手の良い仕組みとするため、地域の就労支援機関や送り出し機関、企業のそれぞれが、互いに相手の価値観や役割等を踏まえつつ、相互理解を継続的に図っていくことが重要)</p>	<p>○労働局において、福祉、教育、医療から雇用の流れを一層促進するため、障がい者の雇用を支える連携体制の構築・強化を図るとともに、府や市町村においては商工労働、福祉、教育委員会の部局連携の情報共有や取組みを促進する。</p> <p>【府の部局連携の取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進センターで収集した求人情報の共有 ・「障がい者の雇用支援ガイド」の作成 ・3 部局合同研修会、関連施設合同見学会 ・商工会等への雇用セミナーや支援学校見学会の働きかけ ・支援学校生徒の職場実習先の開拓、定着支援 <p>○市町村地域自立支援協議会における就労に関する専門部会の立上げや既存組織(ネットワーク)の活用、機能強化を図るとともに、障害者就業・生活支援センターを核として、就労移行支援事業所、相談支援事業所、ハローワーク、医療機関、企業、商工会議所などが参画し、地域における障がい者の雇用・就労支援を進めるための関係機関の連携、既存ネットワークの充実・強化を行う。</p>

となった働きかけや企画等の仕掛け、それを運用するだけの人員配置が必要

○支援ノウハウが不足するなど、従来の手法では対応が難しい障がい種別(精神障がい、発達障がい、高次脳機能障害、難病など)では、支援する側のアセスメント力の強化、向上が課題となっていることから、障害者職業センターをはじめ関係機関が連携を図りながら、就労移行支援事業所等の就労支援員の専門性の向上などを図る。(再掲)

○就労移行支援事業所が地域の関係機関や企業との連携強化を図ることにより、安定的な利用者確保、職場体験実習、雇用・就労先の開拓、就労後の円滑な定着支援を図る。

○平成 26 年度 商工労働に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望(案)【H25.7】

(4) 障がい者の法定雇用率の引き上げや精神障がい者の雇用義務化の動向等を踏まえ、障がい者の新規雇用の拡大と職場定着を推進し、障がい者雇用日本一・大阪の実現に向けて、次の施策の充実を図られたい。

⑤ 難病患者等の障がい者の雇用促進

身体障害者手帳等を有していない難病患者、内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用率制度及び障がい者の雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。

大阪府障がい者自立支援協議会からの就労支援部会対応課題項目～就労支援、職場定着支援～ 【就労支援部会対応課題項目等整理表①】

課題項目	検討に当たって(検討の視点) ※【 】は、部会委員意見(下線部は 25 年度)	国・府・市町村において考えられる対応策(案)
5.関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について ②府と市町村、自立支援協議会の親会と部会、各部会間の相互連携、認識共有	【平成 27 年度を目標に、就労系サービスの利用者のアセスメントが相談支援事業者に課せられる中で、きちんとできるかという不安がある。地域の自立支援協議会の中での検討や、また、相談支援事業者と就労、移行支援事業所の連携関係を積み上げていくことが大きな課題。】	○自立支援協議会における市町村との情報交換会や就労支援部会における市町村意見交換会(ヒアリング)の開催などにより、府と市町村(地域自立支援協議会)の課題認識や取組みの共有を図るとともに、就労支援部会での検討結果を年度末の連絡会議等でフィードバックする。